

第176回
福島県都市計画審議会
議案書

日 時 平成29年3月21日（火）15時00分～

場 所 福島テルサ3階 大会議室 あぶくま

福島県都市計画審議会

目 次

○ 第176回福島県都市計画審議会審議事項

1. 議案 1

○ 福島県都市計画審議会委員名簿 6

1. 議案

第176回福島県都市計画審議会に次の議案を提出する。

議案番号	議案名	決定区分(関係市町村)	備考
議案第1998号	広野檜葉都市計画緑地の変更について	福島県 (広野町)	東日本大震災復興特別区域法第48条第7項第1号に基づく議案
議案第1999号	広野檜葉都市計画道路の変更について	福島県 (広野町)	
議案第2000号	広野檜葉都市計画河川の変更について	福島県 (広野町)	
議案第2001号	二本松本宮都市計画道路の変更について	福島県 (本宮市)	
議案第2002号	いわき都市計画道路の変更について	福島県 (いわき市)	

平成29年3月21日

福島県都市計画審議会長

議案第1998号

広野檜葉都市計画緑地の変更について

都市計画緑地中1号浅見川防災緑地を1号ひろの防災緑地に名称を改め、次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

名称		位置	面積	備考
番号	緑地名			
1	浅見川防災緑地	広野町大字下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原、字本町 広野町大字下北迫字宮田、字久保田、字北釜、字前川原	約 10.7ha	防災緑地
	ひろの防災緑地		約 9.4ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

浅見川防災緑地は、多重防御による津波からの防災性の向上を図るため、都市計画決定されました。

防災緑地に隣接する道路、河川等について、盛土等の構造や高さを詳細に検討し、それぞれの事業及び管理者間の調整を行った結果、道路、河川の法面となる区域の除外や、隣接する駐車場について防災緑地と一体的な利用を図るための編入等により、都市計画決定区域を変更する必要が生じました。

併せて、町や地元住民との調整により、防災緑地を将来的に守り、育てていく上で親しみのわく「ひろの防災緑地」という名称とするため、復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

- 1 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況
縦覧期間 平成29年2月28日～平成29年3月14日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

議案第1999号

広野檜葉都市計画道路の変更について

都市計画道路中3・6・1号下浅見川下北迫線を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・1	下浅見川 下北迫線	双葉郡広野町大字下浅見 川字観音前	双葉郡広野町大字下北迫 字大谷地原		約3,270m		2車線	10.75m		
			構造形式の内訳		双葉郡広野町大字下浅見 川字前川原	双葉郡広野町大字下北迫 字東町		約1,050m	嵩上式	2車線	10.75m
			双葉郡広野町大字下北迫 字東町	双葉郡広野町大字下北迫 字東町		約680m	掘割式	2車線	10.75m		
			双葉郡広野町大字下北迫 字東町	双葉郡広野町大字下北迫 字大谷地原		約720m	嵩上式	2車線	10.75m		
						約820m	地表式	2車線	10.75m	J R常磐線と立体交差	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本路線は、防災緑地等と一体となり、地区の復興を支援する都市施設として都市計画決定されました。

浅見川に隣接する区間において、既存橋梁との高さの取り合いを考慮し道路計画を見直したことに伴い、道路の区域を変更することとしました。

また、盛土等構造物の位置を詳細に検討し、防災緑地や河川、町道との事業間の調整を行った結果、道路の区域が最終決定しました。

これらの変更について、復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

- 1 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況
縦覧期間 平成29年2月28日～平成29年3月14日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

議案第2000号

広野檜葉都市計画河川の変更について

都市計画河川中1号浅見川、2号北迫川を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

名 称		位 置		区 域		構 造	備 考
番号	河川名	起 点	終 点	幅員	延長		
1	浅見川	左岸 広野町大字下浅見川字前川原	左岸 広野町大字下浅見川字坊田	40～70m	約 650m	堤防式 単断面式	二級河川
		右岸 広野町大字下浅見川字前川原	右岸 広野町大字下浅見川字坊田				
				37～70m			
2	北迫川	左岸 広野町大字下北迫字北釜	左岸 広野町大字下北迫字腰巻	20～100m	約 720m	堤防式 単断面式	二級河川
		右岸 広野町大字下北迫字北釜	右岸 広野町大字下北迫字腰巻				
			左岸 広野町大字下北迫字前川原 右岸 広野町大字下北迫字前川原		約 670m		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

浅見川及び北迫川は、東日本大震災により津波被害を受けた地区を流下する河川であり、多重防御による津波からの防災性の向上を図るため、都市計画決定されました。

浅見川については、隣接する道路において既存橋梁との高さの取り合いを考慮し道路計画を見直したことに伴い、河川の区域を変更することとしました。

北迫川については、地形測量と詳細設計を行った結果、堤防すり付け区間が短くなり、上流部を河川の区域から除外しても多重防御による復興まちづくりの効果が発現できることから、河川の区域を変更することとしました。

これらの変更について復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

- 1 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況
縦覧期間 平成29年2月28日～平成29年3月14日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

議案第2001号

二本松本宮都市計画道路の変更について

都市計画道路中3・5・4号水塚一ツ屋線を3・5・4号水境欠下線に名称を改め、次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・4	水塚一ツ屋線	本宮市高木字水境	本宮市本宮字一ツ屋	本宮市本宮字館町	約2,920m	地表式	2車線	14m	幹線街路と平面交差4箇所 幹線街路と立体交差1箇所 鉄道と立体交差1箇所	
		水境欠下線		本宮市本宮字欠下		約2,570m				幹線街路と平面交差3箇所 幹線街路と立体交差1箇所 鉄道と立体交差1箇所	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本路線は、市街地を東西に横断し地域を結ぶ幹線道路であり、交通の円滑化を図るため、昭和55年に都市計画決定されました。

この路線の内、欠下～一ツ屋の区間については、現道拡幅事業が計画されており、整備により機能が確保され、本区間の整備の必要性が低下することから、終点を変更しようとするものです。

あわせて、起点の字名が国土調査による字名見直しにより、「水塚」から「水境」に変更となったこと及び終点の変更に伴い水境欠下線に名称を改めるものです。

また、接続する3・4・19号大屋敷中丸線の計画廃止に伴い、交差点の幅員を15mから14mに変更するものです。

都市計画法第21条第2項で準用する同法第17条第1項の規定に基づく意見書の要旨

案の縦覧期間 平成28年12月6日～平成28年12月20日

番号	意見書の要旨
1	<p>終点を短くすることに反対。終点は、変更せずに現行計画の終点とすべき。</p> <p>・理由</p> <p>(1) 終点変更の理由としている「現道拡幅計画」は、よしだ内科医院の交差点までと聞いている。終点を変更するならば、その先約300m区間について具体的な拡幅整備計画を示すべき。</p> <p>(2) よしだ内科医院の交差点から西側については、現道が蛇行し片勾配の路線で路面凍結時には大変危険な状況である。また、歩道が狭く、北側のみで歩行者や自転車の通行、横断には危険な状況である。</p> <p>(3) 片勾配の路線であり、低い側の道路側溝は、集中豪雨時にあふれて川となり、建物の床下に浸水している状態である。</p> <p>(4) 交通安全上の危険箇所の排除と自転車の安全な通行を図るとともに、宅地化が進んでいる地域であり良好な住宅地を形成する上では、高規格の道路を整備することが重要と考える。そのため、都市計画道路として早期に整備することを明確にしておくことが地域住民に分かりやすいものとなると考える。</p>

【 参 考 】

1 市町村の意見

市町村名	意見
本宮市	なし

2 公聴会開催状況

公聴会開催日時 平成28年11月18日(金)

公 述 人 なし

議案第2002号

いわき都市計画道路の変更について

都市計画道路中3・4・120号仁井田佐糠線を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線	3・4・120	仁井田佐糠線	いわき市仁井田町烏内	いわき市佐糠町碓田		約4,000m	地表式	—	16m	JR常磐線と立体交差 幹線街路勿来常磐線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	
街路			いわき市仁井田町辰ノ口			約3,250m		2車線			

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本路線は、昭和33年に勿来市植田町と遠野町方面を連絡する幹線道路として都市計画決定されましたが、起点側の概成済区間は、沿道土地利用の観点から、現道における現在及び将来の交通処理等に問題がなく、整備の必要性が低下したことから、「いわき都市計画道路網再編計画」における見直し候補路線39路線の一つとして選定され、本案のとおり起点の位置を市街化区域境に変更しようとするものです。

併せて、都市計画法第11条第2項（平成10年11月20日政省令改正）の規定により、新たに車線の数を定めるものです。

【 参 考 】

1 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間 平成29年2月10日～平成29年2月24日

意見書の提出状況 意見書の提出なし

2 市町村の意見

市町村名	意見
いわき市	なし

3 公聴会開催状況

公聴会開催日時 平成28年12月20日（火）

公 述 人 なし

○福島県都市計画審議会委員名簿 (第176回)

福島県都市計画審議会委員

平成29年3月21日

改選区分	議席番号	部門名	職名	氏名	備考
再任	1	都市計画(学識)	福島大学共生システム理工学類准教授	川崎興太	
	2	行政機関	東北運輸局長	尾関良夫	代理
新規	3	建築(学識)	福島県建築士会建築士	鈴木深雪	
	4	市町村長代表	郡山市長	品川万里	代理
	5	行政機関	東北経済産業局長	田川和幸	欠席
人事異動	6	行政機関	福島県警察本部長	松本裕之	代理
	7	農業(学識)	大熊町農業委員会会長	根本友子	
新規	8	法律(学識)	福島県弁護士会弁護士	菅波香織	
	9	行政機関	東北財務局福島財務事務所長	星野弘幸	代理
	10	県議会議員	福島県議会議員	矢吹貢一	
新規	11	行政社会学(学識)	福島大学行政政策学類准教授	西田奈保子	
	12	市町村議会議長代表	福島県町村議会議長会会長	五十嵐司	
	13	行政機関	東北地方整備局長	川瀧弘之	代理
再任	14	医療福祉(学識)	いわき明星大学教養学部教授	菊池真弓	
	15	行政機関	東北農政局長	松尾元	代理
再任	16	商工(学識)	いわき商工会議所女性会顧問	阿部君江	欠席
再任	17	県議会議員	福島県議会議員	宮本しづえ	
再任	18	経済(学識)	帝京大学経済学部教授	山川充夫	
再任	19	地域づくり(学識)	特定非営利活動法人素材広場理事長	横田純子	

幹事 土木部長 大河原 聡
 土木部技監 室井 良文
 土木部政策監 中村 修二
 土木部次長(都市担当) 関根 康孝